

ハオレ・バックラッシュ

人種差別撤廃運動に対する白人からの巻き返しを「ホワイト・バックラッシュ」と呼ぶ。近年の例で言えば、マイノリティに雇用や教育の機会を優先的に与えるアフターマティブ・アクションを逆差別であると批判する白人の側の反発などがそうである。ハワイにおいてもハワイ人の主権回復運動に対する反動として、非ハワイ人からの巻き返しが起こった。“Haole”の原義が「外国人、外来者」であることを考えると、ハオレ（白人系住民）を中心とした非ハワイ人の側からのハワイ人の主権回復運動や優遇政策に対する反発を、ここでは「ハオレ・バックラッシュ」と呼びたい。

1996年の夏、ハワイ人政府の樹立を検討する会議の開催の是非を問う「先住ハワイ人主権住民投票」がハワイ人有権者を対象に行われた。だが、開票の仮差止めを求める訴訟が起こされたため、開票結果の公表は秋にずれ込んだ。訴えを起こしたのは、宣教師の子孫でありハワイ島の牧場主である白人系住民のハロルド・F・ライスである。「ハワイ人が自治権を得れば、州民全体が社会的・経済的影響を受けるのだから、非ハワイ人の住民にも投票権を認めるべきだ。」このような根拠から、彼は「住民投票」の合憲性が認められるまで開票を控えるよう求めたのだ。彼の訴えは結局退けられたが、「住民投票」が合衆国憲法修正第14条（市民の平等の保護）と修正第15条（人種に基づく投票権付与の禁止）に抵触するという指摘はもっともだろう<sup>(1)</sup>。

Rice v. Cayetano (2000) と

Doe v. Kamehameha Schools (2006)

1990年代後半からのハオレ・バックラッシュの矢面に立ったのが「ハワイ人問題事務局」(OHA)である。ハワイ人の置かれた状況の改善を使命とする州機関のOHAは、9人から成る理事会によって運営される。州法の規定により理事は選挙によって選出されるが、その選挙権・被選挙権はかつてはハワイ人へのみ付与されていた。ところが、1996年3月、その5ヶ月後に「住民投票」の開票仮差止めを訴えることになるライスが、OHA理事選挙の有権者登録を拒否されたとして、ベン・カイエタノ州知事を相手取って訴えを起こしたのである。裁判は合衆国最高裁まで争われ、2000年2月に7対2の法廷意見でハワイ人へのみ投票権を認めるOHAの理事選挙は違憲であるとの判決が下され、非ハワイ人にも投票の門戸が開かれた。

このRice v. Cayetano (2000)の判決は、直接的にはOHAに打撃を与えるものであったが、主権回復運動、ひいてはハワイ人社会全体に与えた影響は多大なものであったと言える。判決以降、堰を切ったようにハワイ人優遇政策に対する訴訟が起こされるようになったのである。Arakaki v. State of Hawai'i (2002)では、OHAの理事をハワイ人に限る規定が巡回裁判所において違憲と判決され、非ハワイ人も理事に立候補できるようになった。さらに、Arakaki v. Lingle (2007)では、原告が法的当事者資格を欠いているとして訴えが棄却されたものの、OHAとハワイ人宅地委員会法の合憲性が争われた。

一方、カメハメハ・スクールの入学制度が私人による人種差別を禁じる連邦法に違反しているとして争われたのが、Doe

v. Kamehameha Schools (2006)である。カメハメハ・スクールの入学制度は、ハワイ人に教育の機会を与え、その福祉に貢献するというバーニス・パウアヒ王女の遺志により1887年に設立された私立学校である。そのため、ハワイ人でなければ実質上入学が許可されていなかった。ところが、ハワイ人でないことを理由に2度にわたって入学を拒否された匿名の非ハワイ人が、2003年6月に同校のハワイ人優先入学制度を人種差別であると訴えたのである。2006年12月、巡回裁判所における再審理の結果、8対7で原判決が破棄され、ハワイ人優先入学制度は違法でないとされた。原告は合衆国最高裁に再審理を要求したが、判決が下る前に両者の間で和解が成立し、同校は現在もハワイ人優先の入学制度を維持している。

2000年代に入って次々と起こされたこれらの訴訟は、アメリカ社会における反アフターマティブ・アクションの流れと無関係ではないだろう。だが、1990年代に盛り上がりを見せた主権回復運動に対する反発が根底にあることを見逃してはならない。単なるマイノリティ集団ではない、主権回復を主張する「先住民」のハワイ人は、一部の非ハワイ人に取っては脅威であったのだ。

ハオレ・バックラッシュは、先住民の権利に対する抑圧であり、人種差別の問題というよりもポスト植民地主義的な問題である。ところが、一連の訴訟では、主権回復や優遇政策といったハワイ人の問題が、植民地的歴史から脱文脈化され、単なる人種問題として扱われる傾向が見て取れる。Rice v. Cayetano (2000)については数多くの研究がなされており、ハワイ人の「人種化」言説を指摘する論考も少なくない。ハオレ・バックラッシュに加え、この西洋の法体系における先住民の人種化言説もポスト植民地主義の問題として捉える視点が必要だろう。

アカカ法案

Rice v. Cayetano (2000)の判決後、同年7月にダニエル・アカカ上院議員によって「先住ハワイ人政府再編成法案」(通称「アカカ法案」)が提出された。同法案は、連邦政府にハワイ人統治体を認めさせようとするもので、その名と内容を変えながら連邦議会で毎回審議されてきている。このハワイ人議員を中心とした活動は、主権回復を目指すハワイ人の巻き返しと捉えることもできるが、事態はそれほど単純ではない。保守系右派から人種差別的法案であると猛反発があるのはともかく、ハワイ人主権回復運動家の間でも厳しい反対の声が上がっているのである。国際法に則って独立を目指す運動家は同法案は自分たちのプランを妨げるものと捉え、国家内国家を目指す運動家も政府主導のハワイ人統治体の編成は真の主権回復の妨げになると考えている。

1996年の「住民投票」と同様に、アカカ法案についてはハワイ人の間でコンセンサスが取れておらず、同法案を巡ってハワイ人社会は分断されている。自分たちが「主権」の名の下に求めてきたものは、先住民としての公認と優遇政策の補強なのか、土地を得た上での自治権の確立なのか。意見の統一には時間がかかりそうだ。

(1) Yoshino, Troy M. (1998) Ua Mau Ke Ea O Ka Aina I Ka Pono: Voting Rights and the Native Hawaiian Sovereignty Plebiscite, *Michigan Journal of Race & Law* 3 (2): 475-522.